

「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	改正の内容につきましては、歓迎する内容なのですが、意見募集の期間が短いのが気になりました。通常であれば、パブコメは30日の期間、もし例外的に短い場合は、その理由が書いてあると理解しております。 恐れ入りますが、期間が短い理由を教えてくださいませんか？ どうぞよろしくお願い申し上げます。	賛成の御意見と承りました。 また、パブリックコメントの期間が短い理由につきましては、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、…原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。…年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。」こととされていることを踏まえ、申請者の負担軽減、行政運営に係る手続の効率化等の観点から、特許登録令施行規則等についても早期に改正を行う必要があります。このため、本意見提出については、行政手続法(平成5年法律第88号)第40条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。 上記の理由について、政府共通のサイトであるe-govのパブリックコメントのページにおいては公表しておりましたが、特許庁のホームページでは記載していなかったことから、今回御指摘を頂戴したものと承知しております。今後の法令改正に際し30日を下回る意見提出期間を設定する場合には、特許庁のホームページにおいてもその旨明記させていただきます。 なお、本件改正は、押印を廃止するためのものであり、規制を強化するものではありません。	個人
2	改正内容に反対である。 特に電子署名等を用いた認証機能のある様な電子的手続であれば、なるほどその様な手続の場合は押印又は署名無しでの手続を可能としてよいと考えるが、しかし、実際の紙媒体の書面においては、押印又は署名については刑法上の書面への特段の扱いの発生等を事由としてその存在はあるべきものとなるはずであるし(法的に。また物理的な保護機能も存在している事については留意すべきであるし(なお準備するだけで犯罪行為として扱う事も可能であるはずである。))、またもし実際に不正が発生した際には、捜査・鑑定による確認・証拠取得が可能な対象ともなるはずである。押下された印類から取得出来る情報は、そこまで少なくないものであるはずである(そこからは印類の使用状況や使用履歴についてのある程度の推定なども可能なはずである。))、それは公正性の確保のために、コストパフォーマンス・能率の良い手段ではないかと思われる。	なりすましによる被害が大きく回復が困難とされる手続(特許権等の移転登録申請に添付する譲渡証書)については押印を存続し、それ以外の手続(手続補正に関する手続、弁明に関する手続)について押印を廃止しております。	個人